請 願 書

10

令和８年８月14日

浜田市議会議長　様

令和８年８月14日
浜田市議会議長　様
請願者住所：[redacted]
氏名：[redacted]
電話番号：[redacted]

紹介議員　　森谷公昭



件名：金城中学校スキー事故における責任所在の明確化、関係者の処分状況及びその理由の適正な開示に関する請願

==========

一、請願の趣旨

平成30年1月17日に発生した浜田市立金城中学校のスキー教室における生徒の重傷事故に関し、事故当事者、指導員、学校関係者、教育委員会職員、およびその他関係職員に対して、行政上・法的な「責任があったのか、無かったのか」、そして「責任があったとするならばなぜあったのか、無かったとするならばなぜ無かったのか」という、具体的な判断理由と客観的根拠を明確にすることを求めます。これらに伴い執行部および教育委員会が下した関係者への処分（懲戒処分、訓告、厳重注意など）の具体的な状況について、個人情報保護に配慮した公開可能な適正範囲において、包み隠さず速やかに報告することを請願します。

あわせて、浜田市行政が過去の不祥事（職員の飲酒運転同乗事件）の処分情報公開プロセスにおいて露呈した、「当初は存在の有無すら曖昧にし、情報公開請求に対して大部分を真っ黒にして非開示とし、その後、裁判などの追及によって段階的に情報を小出しにする」という、不自然かつ卑怯とも言える二枚舌の不誠実な隠蔽体質を、本件スキー事故においては一切排除し、「法律上公開できる正しい範囲で、最初からきっちりと開示する」という、公正明大かつ誠実な行政姿勢を貫くよう、市議会から執行部および教育委員会に対して強く働きかけることを求めます。

二、請願の理由

1. スキー事故の発生と、初期対応における重大な瑕疵（「誠意をもった対応」の表明と「1年間の放置」の実態）

平成30年1月17日、金城中学校の生徒が大佐山でのスキー教室中に重傷を負う重大事故が発生しました。事

故直後、平成 30 年 1 月 29 日に開催された第 152 回教育委員会定例会において、教育委員会は自ら以下の通り、責任の所在を整理し、誠意をもって対応する方針を確認していました。

> 【第 152 回浜田市教育委員会定例会議事録(平成 30 年 1 月 29 日)における石本教育長(当時)の発言】
>
> *「終わった後の懇談会の中で少し詳しくお話をしたいと思っているが、保護者からも責任はどこにあるのかといった話も出ており、その辺も整理して誠意をもって話していく必要があるのだろうと思っているところである。」*

しかしながら、この公の場での表明とは裏腹に、行政が実際にとった対応は極めて不誠実な「放置」でした。事故から 1 年半近く経過した令和元年 6 月 19 日の全員協議会において、教育委員会が被害生徒の保護者と「丸 1 年間、全く面会も接触もしていなかった」という衝撃的な事実が暴露され、市議会から極めて厳しい批判を浴びることとなりました。

> 【浜田市議会 全員協議会会議録(令和元年 6 月 19 日)より抜粋】
>
> *佐々木議員:「この件は所管の総務文教委員会にも陳情が何度も上がって、そのたびに教育委員会にいろいろ問い合わせる中、そこそこその対応がなされてきた感覚を持っていましたが、今回の報告で 1 年間ほとんど放置していた印象を受けました。全国的に教育委員会の事故対応のずさんさが指摘されていますが、今回はそこまではいかなくとも似通ったケースだった感覚を持っています。なぜもっと早い面談なり次の対策なり、少しでも被害者が安心できるような対応がされてこなかったのかうかがいます。」*
> *教育長:「私から経緯を説明させていただきます。確かに教育委員会としても事故後すぐに保護者にお会いして、今後の事や諸々をご相談させていただいてきました。その後、保護者と 1 年間接触ございませんでしたが、子供さんの様子については学校を通じて時折聞いていましたし、また、事故再発防止に向けて教育委員会としては最優先でもあり、安全対策ガイドラインの作成に向けて取り組んでいました。市民の方から陳情等が上がっていましたが、保護者の方から直接には届いていなかったので、ついつい教育委員会の認識が甘かったというか、ご両親とお会いする機会がずっとなかった点を、先日お会いした時に謝罪いたしました。」*

事故対応において最も重要であるべき「被害生徒および保護者への誠意ある対話」を、自ら「ついつい認識が甘かった」と言い放ち、1 年間も放置していたという事実は、教育行政として弁解の余地のない重大な瑕疵(過失)です。このような不誠実な対応を招いたことに対し、学校や教育委員会は「責任があったのか、それとも責任が無かったのか」、あったとすれば誰がどのような責任を負い、どのような処分が下されたのか。無かったとするならば、なぜ 1 年もの放置が許されたのかという理由を市民にきっちりと論理的に説明する義務があります。

2. 市議会による「責任問題を避けないこと」を求める陳情採択の重み

本事故における行政の説明姿勢に対し、令和 4 年 2 月 10 日、被害関係者および市民から「金城中学校のスキー事故に関する陳情について」(陳情第 23 号、紹介議員:森谷公昭)が提出されました。その内容は以下の通り、極めて切実なものでした。

【陳情第 23 号「金城中学校のスキー事故に関する陳情について」要旨(令和 4 年 2 月 10 日)】

「金城中のスキー事故について責任問題を避けないで欲しい。どうも、調停が保険や金の話が中心で、親も不満を持っている。責任問題についても触れてほしい。執行部へ働きかけてほしい。」

この陳情は、令和 4 年 3 月 4 日の総務文教委員会において、出席委員の「全員一致」で採択されました。すなわち、市議会全体としても「調停を金銭・保険の話だけで終わらせ、核心である『責任問題』を意図的に避けるような不誠実な対応は許されない。必ず責任の所在を明確にし、執行部へ働きかけるべきだ」という公式な意思決定を下したのです。それにもかかわらず、現在に至るまで、関係者の処分状況や組織の法的・行政的責任の判断根拠は、一切市民へ説明されておらず、全員一致の議決が完全に形骸化されています。

3. 職員飲酒運転同乗事件における「黒塗り・小出し開示」に見る極めて不誠実な隠蔽体質への批判

請願者が本件において強く排除を求め、かつ市行政に対して厳しく弾劾するのは、不祥事の隠蔽や「小出しの情報公開」を繰り返す不誠実な体質です。その決定的な証拠が、平成 30 年 12 月に発生した「市職員による飲酒運転同乗事件」に関する公文書開示プロセスです。まず、処分対象となった不祥事の具体的な内容および処分理由は以下の通り極めて悪質なものでした。

【市職員の飲酒運転同乗に係る懲戒処分説明書及び厳重注意書(平成 30 年 12 月 26 日決定)の原文】

「被処分者は、平成 30 年 12 月 11 日午前 4 時 30 分頃に自宅付近の駐車場で発覚した飲酒運転において、前日夜から飲酒し酒気を帯びた者の運転する車両に同乗していたものである。」

「この行為は、同法の違法性の有無、程度に関わらず、浜田市職員一同として『飲酒運転を追放する誓い』を浜田警察署長に対して行い、市役所として率先して飲酒運転を撲滅すべき立場にある中、また、管理職として部下職員を指導監督すべき立場にある中で発生したものであり、誠に遺憾である。そして、この一連の行為は、市民の信頼に背く極めて不適切な行為であり、市行政全般の信用を著しく傷つけ、職員全体の不名誉となる行為で社会的影響は大きく、その責任は重いものがある。」

(結果:地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号等に基づき、停職 3 月の懲戒処分。また管理監督責任不十分として、直属の上司へ以下の市長厳重注意:)

「このことは、市民の生命及び財産を守る立場にある市職員として断じてあってはならないことであり、市行政に対する市民の信頼を大きく損ね、職の信用を深く傷つけるものである。管理職がこのような事実を引き起こしたことは誠に遺憾であり、直属の上司として管理監督が不十分であったことは否めない」

市民の安全を率先して守るべき立場にある管理職が「飲酒運転追放の誓い」を裏切って同乗し、停職 3 月という重大な懲戒処分を受けていたにもかかわらず、市は、森谷公昭議員からの公文書開示請求に対して当初、以下のような「実質的な隠蔽(不開示決定)」を下しました。

【当初の公文書部分開示決定通知書】

決定番号:浜田市指令人 第10号(令和7年3月17日付、当初決定)

開示請求に係る公文書名:平成30年12月26日の市職員の処分に関する一切の公文書

開示しない部分(非開示理由):特定の個人を識別することができるため(条例第7条第2号)。人事管理に係る事務に関し、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7条第6号)。

この当初の「第10号決定」により、処分内容や厳重注意書、起案用紙などの書類は、ほぼ全体が真っ黒に塗りつぶされた状態で交付されました。ところがその後、裁判や法的な異議申し立てが進行し、不開示の妥当性が厳しく追及されて追い詰められると、市は手のひらを返したように以下の「変更決定」を交付したのです。

【変更後の公文書部分開示決定通知書(変更)】

決定番号:浜田市指令人 第17号(令和8年7月28日付、変更決定)

開示しない部分(変更内容):「(開示しない部分)職名、氏名及び内容(公表した部分を除く。)」から、新たに「(開示しない部分)職名、氏名及び内容(公表した部分を除く。)(ただし起案用紙、処分説明書、厳重注意書等については個人を識別する部分を除く。)」へと変更。

結果:当初は頑なに拒否し真っ黒であった書類の「約9割」が一挙に部分開示され、不祥事の具体的な詳細や上司への厳重注意書の文面が明らかとなった。

このように、追及が緩い段階では「真っ黒な不開示」で事実を揉み消そうとし、裁判手続きや厳しい批判に直面すると「慌てて約9割を開示する」という態度の激変は、極めて不自然であり、市民を愚弄する「卑怯な情報公開コントロール」そのものです。最初から情報公開条例および法律に基づき、公開可能な範囲を誠実に見極めていれば、最初から9割は問題なく開示できたはずです。このような「小出しにして時間稼ぎをし、隠し通せなくなったら渋々出す」という二枚舌のやり方を、生徒の生命と安全が脅かされた金城中学校スキー事故の責任追究において、絶対に繰り返してはなりません。

4.「最初から正しい適正範囲できっちりと」開示することによる説明責任の完徹

金城中学校スキー事故について、行政および教育委員会はこれ以上「処分は請願に馴染まない」などの便法的な形式論で対話を拒み、事実を闇に葬るべきではありません。「責任があったのか、それとも無かったのか。あったとするならばなぜ(どのような過失から)なのか、無かったとするならばなぜなのか」について、客観的な説明と具体的な処分状況(個人情報に触れない役職・処分区分・理由)を、最初から正しい開示範囲としてきっちりと示す必要があります。

不祥事の不誠実な開示隠蔽体質を正し、今度こそ最初から公正明大な情報公開を遂行することが、傷ついた被害生徒および保護者の尊厳を守り、失墜した浜田市の教育行政と市政全体への市民の信頼を回復する唯一の道です。

市議会におかれましては、地方自治の本旨に基づき、執行部および教育委員会に対して強力かつ誠実に説明責任を果たさせるよう、本請願を採択されることを強く求めます。